

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き公告日現在とします。
(公告日現在で、実績・資格等その事実が確定していることとします。)

※ 技術者要件の評価がある場合、電子入札システム・評価点申請画面で技術者等の氏名を必ず記載すること。

評価項目		配点	評価点の算定方法																				
価格点		94.0点	入札金額が調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×入札価格／調査基準価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] 入札金額が価格点基準価格を上回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×価格点基準価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領試行要領第4第2項による低入札価格調査基準価格とする。 ※2 価格点基準価格から調査基準価格の範囲内の入札価格を価格最高点とする。 なお、価格点基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第4第2項(2)に定める低入札価格調査基準価格又は同要領第4第2項(3)に定める基準算定基礎額(建設工事)のことをいう。ただし、同要領第4第2項(3)の場合には、価格点基準価格の下限値は低入札価格調査基準価格と同額とする。 ※3 入札価格とは、各応札者の入札価格とする ※4 応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、低入札調査試行要領に基づき失格基準価格未満で失格となった者及び受注希望型競争入札実施要領に基づき無効となった者を除いて計算する。																				
価格以外の評価点	工事成績	2.0点	評価点＝2点×(工事成績点－65)／(最高工事成績点－65) [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 工事成績点は、入札者の長野県発注工事の過去2か年に竣工した工事の工事成績評定点を単純平均して求める。なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] ★なお、評価対象業種は「舗装工事」です。 <table><tr><th>工事成績点の対象となる過去2か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和6年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和6年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和6年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr><tr><th>工事成績点の対象となる過去4か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和4年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和4年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> ※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。 ※3 工事成績点が86点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を86点として計算する。(評価点の計算において、86点を上限とする。) ※4 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。 ※5 森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象としないものとする。 ※6 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1－1(粗雑工事、契約違反)に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を0点とする。	工事成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日	令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日	工事成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日
			工事成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日																			
令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
工事成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日																						
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						

施工体制	手持ち工事量	-0.1点	a 手持ち工事がある者 :-0.1点 ※1 工事量は、公告日現在で評価する。 ※2 長野県(知事部局、企業局)発注の舗装工事を対象とする。 【落札候補者資格審査時の提出書類】手持ち工事量調書(様式5-19号)
	地域要件	2.0点	a 上田市又は青木村内に本店のある者 :2.0点
	技術者要件	2.0点	a 1級、2級舗装施工管理技術者の資格を有する主任技術者が配置できる者 :2.0点 ※1 技術者は契約時において配置することが必要です。 ただし、早期契約制度及びフレックス工期契約制度による発注案件については、工事開始日において配置することが必要です。 ※2 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要) 【落札候補者資格審査時の提出書類】経歴書
小 計		6.0点	
総合評価点		100点	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点